

教員養成セミナー 11月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第2回◆教育原理②－A

Ⅱ.就学先決定の仕組みと

特別支援学級等の対象者と教育課程

講師：大西 圭介

テーマ1

就学先決定の仕組み

従来の就学先決定の仕組み

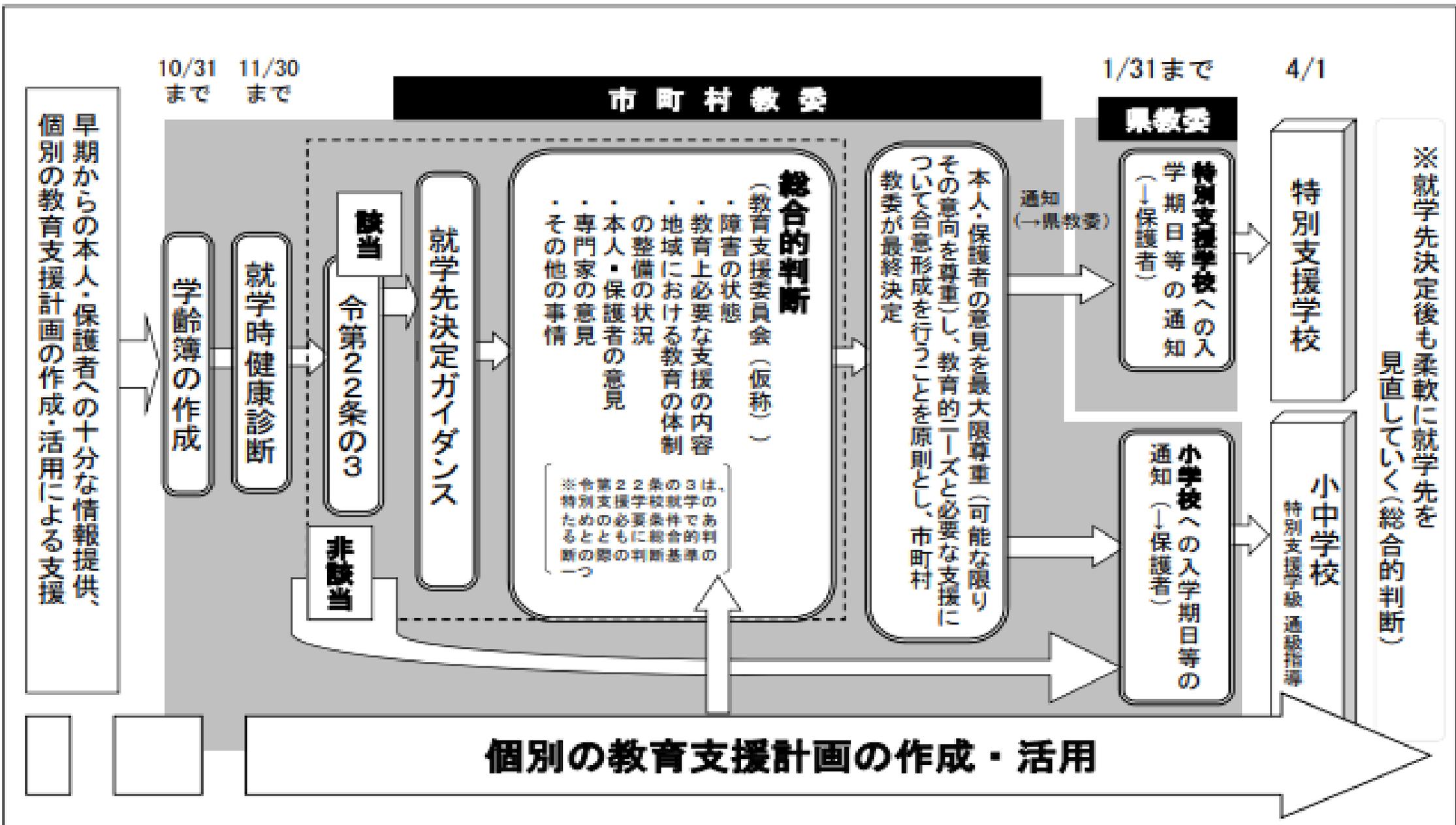
学校教育法施行令第22条の3
視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱

学校教育法施行令第22条の3に規定されていた障害の程度に該当する場合には、**原則として特別支援学校へ就学**することされ、**例外**として「**認定就学者**」となったものが特別支援学校ではない学校に就学することとなっていた。

現在の就学先決定の仕組み

新たな就学先決定の仕組みにおいては、**障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見**、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた**総合的な観点から、市町村教育委員会が就学先を決定すること**となる。

「教育支援資料～障害のある子どもの就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」（平成25年10月、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）



(「教育支援資料～障害のある子どもの就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) 参考資料 「障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)」より引用)

テーマ2

「特別支援学級」と 「通級による指導」の 教育課程

テーマ2

特別支援学級と通級による指導

就学先が特別支援学校ではない場合には、障害の程度に応じて、**特別支援学級**や**通級による指導**が行われる。

テーマ2

特別支援学級

特別支援学級は、学校教育法第 81 条第 2 項に規定されており、

- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものがその対象となる。
- また、学級の**名称の特例**が認められている。

テーマ2

通級による指導

通級による指導は、学校教育法施行規則第 140 条に規定されており、

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により**特別の教育課程**による教育を行うことが適当なものがその対象となる。

テーマ2

特別の教育課程（特別支援学級）

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

ア 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

イ 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

テーマ2

特別の教育課程（通級による指導）

障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動**の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。